

札幌市における持続可能な学校給食提供に向けた
サウンディング型市場調査

実施要領

令和 6 年 12 月 20 日

札幌市教育委員会

I 本調査の背景と目的

本市では、小学校・中学校・特別支援学校等の約300校において完全給食を実施しており、1日あたり計14万食程度の給食を調理・提供しています。その調理・提供手法としては、自校分のみの給食調理を行う単独調理校¹が31校、自校分以外の給食も調理する調理校（以下「親学校²」という。）が133校、調理を行わず親学校により給食配送を受ける学校（以下「子学校³」という。）が134校となっています。

こうした中、今後、本市においても児童生徒数の減少による小規模校の増加や生産年齢人口の減少による給食提供の担い手不足が見込まれるほか、物価高騰等による運営費の増大、給食室の老朽化による施設・設備の改修など対応すべき多くの課題に直面している状況です。そのため、今後も児童生徒の心身の健全な発達に資するための給食提供を続けていくにあたっては、上述の現状や将来的な見通しを踏まえながら、安全安心で持続可能な給食提供の在り方を検討していく必要があります。

今後の給食提供の在り方については、上述の課題に適切に対応するため、従来の給食提供方式にとらわれず検討してまいりますが、検討を行う上では様々な視点から情報収集を行う必要があるため、そのひとつとして、民間事業者に幅広く意見を聴取することを目的として、「サウンディング型市場調査（以下『サウンディング』という。）」を実施します。

II 札幌市における学校給食提供の現状

別紙1「札幌市における学校給食提供の現状について」を参照

III 調査内容

1 サウンディングの参加対象者

次の要件の全てを満たす法人又は法人のグループとします。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・ 参加申込書提出時点で、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決済）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- ・ 市税等を滞納していないこと。
- ・ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

¹ 単独調理校：学校の給食室で調理した給食を、当該校に提供する方式（単独調理方式）で給食を提供している学校

² 親学校：学校の給食室で調理した給食を、当該校と近隣にある他の学校に食缶等に入れて配達する方式（親子調理方式）において調理を行っている学校

³ 子学校：親子調理方式において、他校で調理された給食を配達されている学校

- ・ 役員等に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者がいないこと。
- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

2 サウンディングの内容

サウンディングにおいては、別紙 1 に記載の札幌市の学校給食提供における今後の課題等を踏まえ、別紙 3 にご意見、考え方等をお聞かせください。

IV サウンディングの手続き

1 質問の受付・回答

本調査に関する質問等がある場合は、質問書（任意様式）を提出先へ電子メールにて提出してください。なお、質問書には、法人名、担当者の部署・氏名、連絡先を必ず記入し、電子メールの件名は「【札幌市学校給食】サウンディング調査質問事項の送付（法人名）」としてください。

（1）受付期間

令和 6 年 12 月 20 日（金）～令和 7 年 1 月 10 日（金）

（2）提出先

「VII 問い合わせ先」のとおり

（3）回答

質問等に対する回答については、電子メールで回答を致します。なお、問合せが多い質問等については、市のホームページにて順次公表する予定です。

※質問等の内容によっては、お答えできない場合もありますので、ご了承ください。

2 サウンディングの参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、別紙 2 及び別紙 3 に必要事項を記入し、提出先へ電子メールにてご提出ください。なお、電子メールの件名は「【札幌市学校給食】サウンディング調査参加申込（法人名）」としてください。

（1）受付期間

令和 6 年 12 月 20 日（金）～令和 7 年 1 月 17 日（金）正午まで

（2）提出先

「VII 問い合わせ先」のとおり

3 サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた法人又は法人のグループの担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4 対話シートの提出

サウンディング実施日の2日前（土日祝を除く）までに、別紙4について、回答を記入の上、提出先へ電子メールにてご提出ください。電子メールの件名は「【札幌市学校給食】サウンディング調査・調査票提出（法人名）」としてください。なお、別紙4のすべての項目に対して回答することは求めません。

5 サウンディングの実施

（1）実施期間

令和7年1月7日（火）～1月24日（金）

（2）所用時間

30分～1時間程度

（3）実施方法

対面又はオンライン会議

※対面の場合は、札幌市教育委員会にて実施します。

（4）その他

- ・ サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。
- ・ サウンディングの実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、本市への提出分として計10部ご用意ください。

6 サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。参加者の名称は公表せず、参加者のアイデア及びノウハウの保護に配慮し、公表に当たっては、事前に参加者へ内容の確認を行います。

V 留意事項

1 参加者の取扱い

本調査の実施結果については、今後の札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方にに関する検討等において参考とさせていただきますが、本調査への参加実績は、事業者の公募・選定等を行うことになった場合の評価対象とはなりません。

2 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

3 追加調査への協力

サウンディング終了後も、必要に応じて追加ヒアリング等を実施する場合があります。その際にはご協力をお願いいたします。

4 サウンディング内容に関する秘密保持

申込者は、サウンディングにおける対話事項及び当日の対話内容は、秘密として保持し、関係者以外への対話内容の公開は禁止します。また、別紙2の提出をもって、本実施要領記載の内容について了解したものとします。

VI 資料

- 別紙1 札幌市における学校給食提供の現状について
- 別紙2 サウンディング参加申込書
- 別紙3 サウンディング参加希望日時等調査シート
- 別紙4 対話シート

VII 問合せ先

担当者：札幌市教育委員会生涯学習部学校給食課

住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル5階

電話：011-211-3833

FAX：011-211-3834

電子メールアドレス：kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp

担当者：安達、井上